

用地関係業務に係る所要作業時間等調査積算資料
〔用地関係業務に係る所要作業時間等調査の実施について〕

1 適用業務

令和7年度に実施する次の用地調査等業務

《対象項目》

- ア 用地調査等業務費積算基準第6の7に規定する「建物等の残地移転要件の該当性の検討」及び同基準第6の8に規定する「照応建物の設計案の作成等」
- イ 用地調査等業務費積算基準第8「予備調査」に規定する「1打合せ協議」を除くすべて
- ウ 用地調査等業務費積算基準第9「移転工法案の検討」に規定する「1打合せ協議」を除くすべて

2 調査期間

令和7年に実施する業務（令和7年度に契約する業務のほか、令和6年度に繰越で発注した業務も含む）

3 調査票作成費用

調査票を作成するために要する直接人件費の積算は、次表により行うものとする。

| 種 目 | 単 位 | 職種及び所要日数 |
|----------------------------------|--------|---|
| ・建物等の残地移転要件の該当性の検討及び照応建物の設計案の作成等 | 1業務当たり | 主任技師 0.5（人／日） （いずれか一方のみの場合についても同人工とする） |
| ・予備調査 | 1業務当たり | 主任技師 0.5（人／日） |
| ・移転工法案の検討 | 1業務当たり | 主任技師 0.5（人／日） |

※ 直接人件費は、当該業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。